

## ●規程制定の概要

要 旨	検査部で保管している酢酸ウラニウムの適正な計量管理を行うため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院計量管理規程」を制定する。
内 容	<p>1 根拠法令 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</p> <p>「第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号（第一号を除く。）のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者（以下「国際規制物資使用者等」という。）は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」</p> <p>2 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象物質 酢酸ウラニウム</li> <li>(2) 計量管理責任者 病理・輸血部門の総検査技師長</li> <li>(3) 計量管理区域 本院 2 階検査部保管庫</li> <li>(4) 手続き・記録 「受入れ、払出し及び廃棄」「消費、損失等」「事故損失又は増加」に関する手続きを定めるとともに、記録を作成し、作成後 10 年間本院に保存する。</li> <li>(5) 報告 国際規制物資の使用等に関する規則に基づき、定められた期間内に原子力規制委員会へ報告書を提出する。</li> </ul>
施行期日	原子力規制委員会の認可の日から施行する。

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院計量管理規程

### (目的)

**第1条** この規程は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法律」という。）第61条の8第1項の規定に基づいて地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「本院」という。）における法律第61条の3第1項の規定に定める国際規制物資の使用の許可を得た全ての核燃料物質の計量及び管理（以下「計量管理」という。）に関する事項を定め、もって核燃料物質の適正な計量管理を確保することを目的とする。

### (計量管理責任者)

**第2条** 本院における核燃料物質の計量管理のために計量管理責任者を置くものとする。  
2 本院における計量管理は、計量管理責任者の責任のもとに行う。  
3 本院における計量管理責任者は、病理・輸血部門の総検査技師長とする。

### (核燃料物質計量管理区域の設定)

**第3条** 本院における核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）は、本院2階検査部保管庫全体をもって設定し、計量管理はこのMBAを基礎として行う。  
2 本院2階検査部保管庫のMBAの符号は●●（認可後、国から通知される）とする。

### (受入れ、払出し及び廃棄に関する手続)

**第4条** 計量管理責任者は、核燃料物質の受入れ、払出し及び廃棄に立会い、当該受入れ、払出し又は廃棄の数量をその都度記録するものとする。

### (消費、損失等に関する手続)

**第5条** 計量管理責任者は、消費、損失等により核燃料物質の増減が生じた場合には、当該増減の数量を毎月1回記録するものとする。

### (事故損失又は増加に関する手続)

**第6条** 計量管理責任者は、事故により核燃料物質の損失又は増加が生じたとき若しくは生じたとみなされたときは、その都度数量を確定し、記録を作成し、第9条に定める報告を行うものとする。

(記録)

**第7条** 計量管理責任者は、第4条、第5条並びに第6条の記録を作成し、作成後10年間本院に保存するものとする。

2 前項の記録には次の各号に定める事項を記録するものとする。

- (1) 在庫変動の日付
- (2) 在庫変動の原因又は理由
- (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号
- (4) 供給当事国（日米協定の新旧の区分を含む。）
- (5) 核燃料物質の種類
- (6) 核燃料物質の数量

**第8条** 計量管理責任者は、供給当事国ごとの核燃料物質の種類別の在庫量に関する記録を毎月1回作成し、作成後10年間本院に保存するものとする。

(報告)

**第9条** 計量管理責任者は、国際規制物資の使用等に関する規則第7条第21項の規定に基づく毎年1月1日から6月30日までの期間及び7月1日から12月31日までの期間の報告書が当該期間の経過後1ヶ月以内に原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

2 計量管理責任者は、事故増加が生じた際、国際規制物資の使用等に関する規則第7条第30項の規定に基づく報告書が、当該事故増加が生じた月の翌月15日までに原子力規制委員会へ提出されていることを確認するものとする。

3 計量管理責任者は、事故損失が生じた際は、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会へ連絡するものとする。

**附 則 (平成30年規程第 号)**

この規程は、平成30年 月 日（認可の日）から施行する。